

広報

肱川

主な目次

- 走って歌って楽しい一日…………… 2ページ
- 狩猟事故・違反をなくしましょう…… 3ページ
- 肱川産米・粟宮中へ…………… 3ページ
- 欧州諸国の農業事情視察報告④… 4～5ページ
- お知らせ…………… 6ページ



昭和五一年から始まった「大洲市・喜多郡三世代のつと」ですが、今年は肱川町で開催されました。

老人、壮年、青年の三世代の代表約八〇人が、真剣にそしてなごやかに三日間を過ごしました。

「私たちは、当たり前前のごとが、本当に当たり前前に出菜しているのだからか。」

(十一月六・七日 肱川町公民館で)

11月号

走って歌って 楽しい一日

第四回 老人運動会

一〇月二十六日、町老人クラブ連合会主催の運動会が、脇川中学校グラウンドにおいて、はだ寒の中盛大に行われました。

この運動会も今年で四回目となり、ポピュラーな玉入れ合戦、チョップピリ趣向を凝らした「お猿の誘惑」「ちどり足参勤交代」「忠ならんと欲すれば孝ならず」など面白い競技に、この日ばかりは「わしらが主役」と大ハッスル、大笑いする場面もしばしばでした。



「頭にはボール、足には風船」思いどおりにはいきません



昔を思い出して玉入れ合戦

また、「おらがクラブのニューモード」という団体種目では、会員自身が工夫したそれぞれのニューモードを披露し、みんなの目をひきつけていました。

午後は、体育館で昼食をとりながらの演芸会、会員ごぞつての交流は年一回とあって、歌あり、踊りあり、楽しい一日を過ごしました。

今年は一九人を表彰

健康優良老人

して表彰されました。

〔正山〕

岡田 金一 沖田夏五郎
坂 光春 中野キクヨ
藤原トノ 山本キミヨ

〔中央〕

鉾岩 覚間 成登 正行
楮本サダコ 二宮 善美
石川 万寿 山内 寿幸

〔大谷〕

岩田 松三 城戸 石松
東 幸衛 石谷 重慶
河野 昌広

〔小藪〕

亀井 金松 上田フユノ
松本モモヨ

〔予子林〕

山下喜三郎 井脇 春義
堀内 重吉 渡辺 広美
池田 宮コ

〔岩谷〕

藤高ハナミ 富永イヨノ
〔中津〕 玉井関太郎 大野 孝一

集音マイク

- われわれの先祖も身近にある薬草をとってきては、これをうまく用いて病気を治していたにちがいない。それぞれのよさを生かした使い方を。
- 薬草栽培講演会（公民館）
- 青空のもと、脇川の空もぬげよとチビツ子の歓声がこだまする。
- 各小学校運動会
- 若者よ帰ってきて
- 二七人の調査員の方々ごころうさまでした。
- 夏が逆もどりましたよつな一日。選手の動きに応援も熱気をおびて、正山分館優勝する。
- 第20回町民運動会
- 大谷の岩田松三さんと道野尾の岡喜重郎さんが、丹精をこめて作られた米と粟を献殺されました。
- 宮中にて
- 走って踊って楽しい一日もう四才になりました。
- 第四回老人運動会
- 脇川中学校にて

お酒にかかる税金

税金には所得税や相続税などのような直接税のほかに、私たちの日常生活に深いかかわりを持つ身近な税金として、お酒やその他の品物にかかる間接税があります。

間接税は、品物の価格のなかにその税額が含まれています。

《酒税》

酒税は、清酒、ビール、ウイスキーなどにかかる税金で、製造者が酒を製造場から出荷するときにかります。

税率は、酒の種類、一級酒や二級酒などの級別、アルコールの度数などによってきめられています。一般に高級な



人口三、九七二人、戸数二、一〇二世帯

○ 国勢調査終了

狩猟事故・違反をなくしましょう

銃刀法を一部改正

一月一五日から狩猟が解禁になっており、ハンターのみなさんにとって待ちに待った季節です。例年、休猟区で狩猟をしたり、禁止時間内に狩猟をした違反がおきております。

また、銃器取扱いの不注意による事故も生じております。基本的な法令を遵守するとともに狩猟道徳にも注意をして、二月一五日の終了日が迎えられるようご協力ください。

取締法の一部が改正され、所持許可の基準がこれまでより厳しくなり（五五年六月二〇日から実施）、新たに保管の基準が定められた（五五年一月二二日から実施）のをご存知ですか。とりかえしのつかない事故をおこさないためにも、改正点の内容をぜひ知っておいてください。

一、所持の許可基準が整備されました

〇虚偽の申請者は不許可
取締法の一部が改正され、所持許可の基準がこれまでより厳しくなり（五五年六月二〇日から実施）、新たに保管の基準が定められた（五五年一月二二日から実施）のをご存知ですか。とりかえしのつかない事故をおこさないためにも、改正点の内容をぜひ知っておいてください。

銃砲・刀剣類を所持するために必要な許可申請書や添付書類中に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けている場合は、許可されないことになりました。虚偽の記載をした場合、一〇万円以下の罰金に処せられます。

〇凶悪犯は一〇年間不許可
銃砲・刀剣類を使って、殺人傷害、強盗、恐喝、人質による強要行為など、死刑または無期もしくは三年以上の懲役・禁固にあたる凶悪な罪を犯した者は、その罪を犯した日から一〇年間、猟銃を所持することができなくなります。

〇不法所持者は刑了後も五年間不許可
銃砲・刀剣類の所持許可の取消処分を受けた者及びこれらに不法に所持していた者は、処分または刑了後五年間は許可されないことになりました。

自分の猟銃をもつことが危険なためです。

三、銃砲の保管に関する規制が強化されました。

銃砲の盗難が多く発生しているため保管設備やその方法などについて新たに総理府令で定め、これに基づいて保管しなければならぬことになりました。この保管に違反しているとみられるような場合、公安委員会による立入り検査が行われることもあります。

四、三年以上使っていない猟銃は所持許可が取り消されます。



猟銃または空気銃について所持の許可をうけてから、三年以上使っていないと認められるときは、その許可が取り消されることになりました。これは危害防止のうえからも unnecessary 猟銃をできるだけ排除しようという考え方になつてのことです。

へ宮栗・米産川

六月一三日のお田植式より、岩田松三氏と岡喜重郎氏の手によって丹精込めて作られたもので、当日は皇居内賢所（かしこ）においての献穀の後、天皇、皇后両陛下に拝謁、両陛下より直接お言葉をお賜りました。新嘗祭には、この奉

造られた白酒・黒酒と、海・山もろもろの幸をお供えになり、天皇陛下お自ら新嘉殿にお出



献穀を終えて（前列左から岡洋子さん、岡喜重郎さん、岩田サチヨさん、岩田松三さん）

二、技能検定や射撃教習を受けるためだけに、猟銃を所持することはできなくなりました。

技能検定を受ける場合は、都道府県公安委員会が指定する猟銃、また、射撃教習を受ける場合には教習射撃場に備えつけられた猟銃を、それぞれ使わなければならないことになり、それ以外の猟銃は所持できなくなりました。

これは、猟銃の取り扱いが不慣れた段階にある初心者には、

年賀状は二月二〇日 小包は二月一五日までに

一二月は、郵便局が一年中で最も混み合う時期です。大量の郵便物を早く正確にお届けするため、次のことに御協力くださいませうお願いします。

- 〇 年賀状は早めに準備し二月二〇日までにお出しください。
- 〇 小包を年内に配達するためには、おそくとも二月一五日までにお出しください。
- 〇 あて名は、番地まで詳しくはつきり書いてください。
- 〇 特にお子様や同居者の場合は「〇〇様方」と肩書きを入
- 〇 受取人の郵便番号及びあなたの郵便番号を正確に書いてください。
- 〇 牝川町内の郵便番号は「七九七一―五」です。
- 〇 私製の年賀はがきには「年賀」と朱書してください。
- 〇 郵便受書には御家族全員のお名前を書いてください。
- 〇 大切な郵便物を守るため各戸に郵便受箱をお取り付けください。
- 〇 （郵便局で規格品をあっせんしております）

欧州諸国の農業事情視察報告

④

EC(欧州)共同体の農産物の価格対策

一、共通農業政策

—背景—

第二次大戦後ヨーロッパ諸国では、ヨーロッパ以外の国、特に後進国等における食糧の不足が問題となり、それらの国に対し食糧援助を行おうという気運が高まっていた。

しかし、ヨーロッパの農産物価格は、土地(経営規模)が狭く、労賃及び地価が高いなどのために、アメリカ、オーストラリアなどと比較して非常に高い



一行の調査団に参加した研修

ことが問題となり、このことが共通農業政策をきめる大きな要素となった。

一九五六年から五八年にかけて欧州経済共同体(EEC)が発足した。

このEECの発足は、ヨーロッパ諸国で作られる工業製品をヨーロッパ諸国の中で自由流通させることが、ヨーロッパの経済を發展させる上で非常に重要であるとの認識によるものである。

この場合、まずヨーロッパ諸国内において農産物が自由流通できるようなシステムが必要であり、共通農業政策は経済統合をすすめていく上において基本的な課題であった。

—ねらい—

ローマ条約第39条には、農産物の自給体制を強化すること。各国住民の生活水準をできるだけ平等に、全ての人が生活をエンジョイ(楽しむこと)できるようにすること。

緊急事態の場合を考慮し、保存備蓄を行うこと。需要者のための適正価格を確保すること。市場及び供給の安定を図ること

などが規定されている。

また第40条では、ヨーロッパ諸国における市場流通を自由化するため、価格統制あるいは各種の補助金等目的達成のために必要なすべての措置をとることができると規定されている。

一九五八年に、イタリア、フランス、西ドイツ等の農業関係者が集まって、ヨーロッパの農業の基本政策として農産物の過剰生産を抑えること。農民の生活程度を維持すること。

また、これが保護主義に陥ることなしにヨーロッパ全体として農産物価格を常に監視していくなどの施策を通じ、ヨーロッパ経済全体の発展につながるようにすべきであると提唱され、これが共通農業政策の大きなねらいである。

そして、EECの代表者が集まり、EEC加盟国が基金を拠出し、各国間における農産物の自由流通化を表現すると共に、農民を保護し、またEC諸国以外からの輸入農産物に対してはEC内部で定められた価格に相当するよう調整し、自給体制を強化することを決定している。



西ドイツヘッセン地方(山岳地帯)のブドウのわいせい栽培

二、価格政策

—価格決定機構—

価格政策の基本的な指標は、加盟国の農林大臣で構成される評議会で意志決定を行い、実行上の権限を持っている。

そして、評議会の決定を受けて行政に当り、かつ政策立案を行って評議会に提案するために運営委員会が下部機関としてある。

また、運営委員会が政策立案等を行う際、農産物には各々性格の違いや市場における価格動向に異なるものがあるため、例えば穀物、牛乳、牛肉、豚肉、ぶどう酒、酪農製品及び生鮮食品など各種専門部会が設置され、各部門毎の価格問題を調査検討するようになった。

—統一価格の決定方法—

穀物に対する価格政策の内容は、

- ① 価格決定
- ② EEC各国間における価格の保持
- ③ 外部に対するEECとしての価格維持

穀物の価格は、ヨーロッパの中で穀物生産の一番少ない西ドイツのデュイスブルグにおける穀物価格を指標価格として決め、それを基準に価格統制機構が農民の希望する価格に近い価格で買いあげたり、売却したりして市場を安定させる。

この場合、最低市場価格つまり介入価格は、ヨーロッパで一番の穀物生産地域である南フランスのシャルトルが基準となり、介入価格は指標価格を基準としてデュイスブルグからシャルトルまでの運賃を差引いた価格となる。

EC以外からの輸入穀物の価格も指標価格等が基準となり、その価格にさや寄せされるまで税金がかけられることになっている。

具体的には、オランダのロッテルダムでの輸入穀物価格は、ロッテルダムからデュイスブルグまでの運賃を指標価格から差引いた価格(境界価格という)であり、境界価格になるよう輸入穀物に対し自動的に課税される。

なお、穀物の輸出については、ECにおける穀物事情や備蓄等を考慮しながら穀物の国際価格水準と輸出価格との差額に援助金を適用している。

生鮮食料品の場合、保存できないなどその性格上、画一化、集中化された政策実施が困難であるため、農業生産協同組合が価格調整を図る権限を持つており、たとえば市場から農産物を引上げたり、生産者価格が再生産可能な価格に保たれるよう援助金を出したりしている。

過剰生産物については、社会福祉施設に寄贈したり、動物の飼料として加工されたり、できるかぎり廃棄しないよう最善の努力を行っている。

これらのすべての買支えあるいは援助金等は、ヨーロッパ農業保証基金(FEOGA)フエオカ)を運用する。

青果の場合、ヨーロッパはもちろん世界中から出荷されてくる西ドイツのミュンヘンが価格決定の町となる。

青果では指定価格は設置せず、ヨーロッパにおける生産費を考慮した基準価格とミュンヘンにおける市場価格の差額について調整を行っている。

しかし、青果に関しては、EC国内のバランスをとることが非常に困難である。

なお、その他の産物の価格調整では、酪農製品及び豚肉はEC各国とも技術レベル、生産性とも同じであるため円滑に行わ

れ、むしろ牛乳は価格調整機構がうまく働き、生産増加を招く結果となっている。

また羊肉は、国によって地方によって種類や品質が違い、また地中海沿岸で生産されるオリブ油、ぶどう酒、野菜、果実については、価格調整に対する各国間の意見の食い違いが出てくる。

なお砂糖ビートは指標価格のみならず相対取引による価格決定が可能である。



村づくり運動は花と心の美しい連帯から (西ドイツ ビルゲンドルフにて)

価格政策の財源

ヨーロッパ農業保証基金(FEOGA)フエオカ)がECにおける大蔵省的な機能を持ち、EC内部の七〇%の予算を占めている。

その財源の第一はEC内のすべての輸入税すなわち関税収入である。

第二の財源は、加盟国に対する割当が行われる。

それは、各国の付加価値税という間接税の一つで、取引されるすべての商品に平等に課税されるもので、割当額により各国の税率はまちまちであるが、付加価値税は加盟九カ国の国内で取引される全取引額の約一%となっている。

このほか、第三の財源としては、破糖業界に対する特別な税金が組入れられており、また現在、牛乳業界に対しても課税する案が研究されているが、各国の利害があつて目下検討中である。

三、価格政策の成果と問題点

各国によって成果はそれぞれ異なっているが、フランスの場合、第一に農業生産を順調に伸ばす効果があつたが、逆にECの他国の生産を圧迫する結果ともなった。

また、生産者価格が上がり、農家の所得確保を可能にしたが消費者もまた喜んでる。

それは一九六八年から七八年までの過去一〇年間に於いて農産物価格の実質的な上昇は一〇%であるのに対し、工業製品のそれは一三%〜一四%であったからである。

さらにもう一つの大きな成果は、農業全体に安定した状態を

与えていくことである。それはECの農産物価格が世界の価格の変動に作用したからである。

たとえば、一九七三年〜七四年は世界的な砂糖と穀物価格の値上りをした年であるが、ECではこれらの値上りをストップさせ、市場と供給を安定させたのである。

価格政策の大きな問題点としては、指標価格が生産性の低い農家の水準で決めるために、財政負担の増大、国際価格に比べ高生産性を上げる効果を弱めたり、あるいは需給を無視した生産が行われ、過剰生産を惹起しやすいメカニズムをも内包していることなどと言えらる。



脇川町農林課長補佐 宮田 章

窓ぎわにも花の美しさが漂う西ドイツの民宿 (左端宮田課長補佐)

一口医学

45歳は

老眼年齢

明治時代の平均的な老眼のはじまりは40歳ぐらいだったそうですが、近ごろでは45歳ぐらいのびています。

栄養状態がよくなり、部屋の照明も格段に明るくなっているからでしょう。

もっとも、目の老化は45歳になつたからといって不意におこるものではなく、どの程度近くのものまではつきり見ることができるといふこと

で、測定する目の調節力は、少年期から早くも低下のきざしを見せ、青年期、中年期へ向かうにしたがつて少しずつ低下していくといわれています。

老眼のはじまりは、ふつうの明視距離(30センチ前後)でものが読みにくくなつた時期です。いずれにしても、老眼を感じたときは、ためらうことなく眼科医を訪れ、正しい処方せんをもらい、メガネを作ることです。

やせがまんしていると、目が痛い、肩がこる、疲れやすい、血圧が上がるといった、眼精疲労が原因の症状をひきおこします。

「統制小作料撤廃」 小作料は双方の話し合いで

小作料統制は、昭和四五年の農地法改正により廃止されました。しかし、その際継続していた賃借権等については、統制廃止に伴って小作農家の経営に急激な変化を与えないようにということ、経過措置として引き続き一〇年間小作料統制が継続されていきましたが、今年九月三〇日をもってその期限が切れま

許可を必要とする農地法第二〇条の適用が廃止されたものでもありません。
昭和五五年一〇月一日以降の小作料額をいくらにするかは、今回の小作料統制の期限切れが今年九月三〇日でもあり、昭

和五五年中は従来の小作契約で定められている小作料の額とし、昭和五六年以降については、地主との話し合いにより決めることが適当と考えられます。
その目安としては、農業委員会で定めている標準小作料を基準にして、適正な額を決めることによりでしょう。
なお、地主との間で話し合いがつかない場合は、地元の農業委員にご相談ください。

“あなたです”

秋の全国火災予防運動

小作料統制の期限切れの結果本年の一〇月一日以降は、小作契約のうち小作料の額をいくらにするか地主との間で話し合いにより決めることができるようになりしました。
これは小作料以外の小作契約にはなんら影響はなく、小作契約自体が当然に解消されるものではありません。
また、小作地に係る賃貸借の解除、解契等について県知事の

油断とは…昔インドに乱暴な王がいて、家来に油のいっぱい入った鉢を持たせ、一滴でもこぼしたら殺すといひ渡した。
刀を抜いた別の家来を後に立たせ監視させたので、家来はとうとう一滴もこぼさなかった。
すなわち、油をこぼせば命が断たれることから油断という言葉ができたそうです。

扱ひ、「油断」をなくしましょう。
肱川町は、昨年以來一年以上も、無火災が続いております。これも皆さんの防火意識が高いということの現れでしょう。
今後も、なお一層防火に努めて、この好記録を延ばし続けて行きたいものです。

今私たちの日常生活に油は無くしてはならないものです。
しかし、この油も一つ扱ひ方をまちがえると、一面を火の海に変えて、私たちの家や、そして、大事な命までも奪ってしまします。やはり「油断は大敵」です。

火の取扱ひには、くれぐれも、ご注意ください。
秋の全国火災予防運動が行われます。
11月26日から12月2日まで、秋の全国火災予防運動が行われます。

人の動き

人口	4,018人	前月比 (+7)
男	1,990人	(+7)
女	2,028人	(0)
世帯数	1,102戸	(+4)
10月中の異動	(出生4 死亡3 転出6 転入12)	

(昭和55年10月31日現在)

石油類を保管するときには、消防署へ届けを出し、正しく取

「コレクトコール」
日本電信電話公社では、電話

によるコレクトコール(料金受信人払通話サービス)をはじめて

◇心配ごと相談◇ “お気軽に相談所へ”

◎相談時間
各相談日も9時～16時

◎相談場所
町公民館心配ごと相談室
(肱川町社会福祉協議会)

相談日	担当相談員
11月25日	蔵田、都谷
12月5日	未定
12月15日	未定
12月25日	未定

相談員の自宅相談も受けま

○行政相談

とき 一二月五日
九時～一六時
ところ 肱川町公民館
担当 行政相談委員
福田 保

○妊婦検診

とき 一二月三日
一三時～一五時まで
ところ 肱川町公民館
医師 大洲病院
松尾先生

○乳児健康相談

とき 一二月八日
一三時～一五時まで
ところ 肱川町公民館



お誕生おめでとう
ございます

協生	石山恒美さん
下鹿野川	四男 恒ちゃん
影地	川上富士雄さん
中野	長男 和洋ちゃん
長女	徳山清記さん
長女	英夫ちゃん
長女	合田梅代さん
長女	理沙ちゃん

月の尾	柴田季廣さん
小藪	竹本武重さん
柳	大越ヨシミさん

ごめいふくを
お祈りいたします